

令和8年度

身体障害者社会参加支援施設

指導監査基準

横浜市
健康福祉局監査課

指導監査基準について

着 眼 点	関係法令、通知等に基づいて実施する指導監査の主な範囲及び観点を示します。
根拠法令等	指摘事項の根拠となる法令、通知等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。
指導監査基準	着眼点ごとに、適正でない点、不備な点が認められた場合に指導を行う主な内容を基準として示します。
区 分	適正でない点、不備な点の状況は多様であるため、次のとおり、改善を指導する際の標準的な区分を設定します。
文書指摘事項	施設基準等の関係法令、通知等に違反が認められる事項については、原則として改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導します。指導に対し、期限を付して法人等から報告を求めます。 また、必要と認める場合には、施設における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができます。
口頭指摘事項	施設基準等の関係法令、通知等以外の法令、通知等に軽微な違反が認められる場合又は違反について文書による指導を行わなくとも改善が見込まれる場合には、口頭で指導します。
助言事項	法令又は通知の違反が認められない場合であっても、施設運営に資するものと考えられる事項については助言を行います。
注) 1 指導監査の結果については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。 2 「口頭指摘事項」及び「助言事項」についても、指導の内容に関する認識を共有できるよう文書で交付します。	

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
I 総則（共通事項）			
1 基本方針	入所者又は利用者（以下 I 総則においては「入所者等」という。）に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第2条第1項	入所者等に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めていない。
	入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うよう努めているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第2条第2項	入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うよう努めていない。
	できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、身体障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第2条第3項	○できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行っていない。 ○市町村、身体障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていない。
	入所者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第2条第4項	○入所者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行っていない。 ○従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めていない。
2 構造設備の一般原則	身体障害者社会参加支援施設（以下「施設」という。）の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなっているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第3条第1項	配置、構造及び設備が、入所者等の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなっていない。
	施設（身体障害者福祉センター（障害者更生センターを除く）を除く。）の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）となっているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第3条第2項	耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）となっていない。 ※ただし、通所による利用者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。 ※市長が、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認め、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないと認めた建物を除く。

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
	(耐火建築物(建築基準法第2条第9号2に規定する耐火建築物をいう。))又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。))となっていない場合) 市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認めているか。 (1)スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。 (2)非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものである。 (3)避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものである。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第3条第3項	(耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。))又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。))となっていない場合) 市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認めていない。 ○スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。 ○非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものである。 ○避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものである。 ※ただし、通所による利用者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。
3 設備の専用	施設の設備は、専ら当該施設の用に供するものとなっているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第4条	施設の設備は、専ら当該施設の用に供するものとなっていない。 ※ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。
4 職員の専従	施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者となっているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第5条	施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者となっていない。 ※ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。
5 非常災害対策	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項	○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていない。 ○非常災害に関する具体的計画を立てていない。 ○非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知していない。
	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項	定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。
	非常災害に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第6条第3項	非常災害に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない。
6 記録の整備	設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第7条第1項	設備、職員及び会計に関する諸記録を整備していない。
	入所者等の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第7条第2項	○入所者等の支援の状況に関する諸記録を整備していない ○当該支援を提供した日から5年間保存していない。

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
7 相談及び援助	常に入所者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第8条	○常に入所者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じていない。 ○必要な助言その他の援助を行っていない。
8 秘密保持等	施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしていないか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第9条第1項	施設の職員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしている。
	施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第9条第2項	施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。
9 苦情解決	行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第10条第1項	行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。
	行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第10条第2項	行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合に、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。
	社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第10条第3項	社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力していない。
10 地域との連携等	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第11条	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていない。
11 事故発生時の対応	入所者等に対する支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項	入所者等に対する支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていない。
	入所者等に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第12条第2項	入所者等に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を行っていない。

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
II 身体障害者福祉センター（A型、障害者更生センター）			
1 建築面積 (身体障害者福祉センターA型)	建築面積は、2,700㎡以上となっているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第14条	建築面積が、2,700㎡以上となっていない。
2 設備の基準 (身体障害者福祉センターA型)	おおむね次の設備を設けているか。 (1)相談室 (2)機能訓練回復室 (3)社会適応訓練室 (4)図書室 (5)書庫 (6)研修室 (7)会議室 (8)日常生活用具展示室 (9)体育館 (10)プール (11)更衣室 (12)宿泊室 (13)食堂 (14)調理室 (15)事務室	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第15条第1項	おおむね次の設備を設けていない。 (1)相談室 (2)機能訓練回復室 (3)社会適応訓練室 (4)図書室 (5)書庫 (6)研修室 (7)会議室 (8)日常生活用具展示室 (9)体育館 (10)プール (11)更衣室 (12)宿泊室 (13)食堂 (14)調理室 (15)事務室
	上記の設備の基準は、次のとおりとなっているか。 (1)相談室:室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けている。 (2)機能訓練回復室:訓練に必要な機械器具等を備えている。 (3)社会適応訓練室:訓練に必要な備品等を備えている。 (4)更衣室:男子用と女子用を別に設けている。 (5)食堂 イ 食事の提供に支障がない広さを有している。 ロ 必要な備品を備えている。 (6)調理室:火気を使用する部分は、不燃材料を用いている。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第15条第2項	上記の設備の基準が、次のとおりとなっていない。 (1)相談室:室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けている。 (2)機能訓練回復室:訓練に必要な機械器具等を備えている。 (3)社会適応訓練室:訓練に必要な備品等を備えている。 (4)更衣室:男子用と女子用を別に設けている。 (5)食堂 ・食事の提供に支障がない広さを有している。 ・必要な備品を備えている。 (6)調理室:火気を使用する部分は、不燃材料を用いている。
3 設備の基準 (障害者更生センター)	おおむね次の設備を設けているか。 (1)相談室 (2)宿泊室 (3)食堂 (4)浴室 (5)便所 (6)洗面所 (7)調理室 (8)娛樂室 (9)マッサージ室 (10)訓練室 (11)会議室 (12)売店 (13)事務室	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第18条第1項	おおむね次の設備を設けていない。 (1)相談室 (2)宿泊室 (3)食堂 (4)浴室 (5)便所 (6)洗面所 (7)調理室 (8)娛樂室 (9)マッサージ室 (10)訓練室 (11)会議室 (12)売店 (13)事務室

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
	上記の設備の基準は、次のとおりとなっているか。 (1)相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けている。 (2)浴室 利用者の特性に応じたものである。 (3)便所 利用者の特性に応じたものである。 (4)洗面所 利用者の特性に応じたものである。 (5)食堂 イ 食事の提供に支障がない広さを有している。 ロ 必要な備品を備えている。 (6)調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いている。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第18条第2項	上記の設備の基準が、次のとおりとなっていない。 (1)相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けている。 (2)浴室 利用者の特性に応じたものである。 (3)便所 利用者の特性に応じたものである。 (4)洗面所 利用者の特性に応じたものである。 (5)食堂 ・食事の提供に支障がない広さを有している。 ・必要な備品を備えている。 (6)調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いている。
	宿泊室等を二階以上の階に設けている場合、傾斜路又はエレベーターを設けているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第18条第3項	宿泊室等を二階以上の階に設けている場合に、傾斜路又はエレベーターを設けていない。
4 職員の配置の基準	施設長その他当該身体障害者福祉センターの運営に必要な職員が置かれているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第19条	施設長その他当該身体障害者福祉センターの運営に必要な職員が置かれていない。
5 運営規程	施設の運営についての次の重要事項に関する規程が定められているか。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)職員の職種、員数及び職務の内容 (3)利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額 (4)施設の利用に当たっての留意事項 (5)非常災害対策 (6)虐待の防止のための措置に関する事項 (7)その他施設の運営に関する重要事項	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第20条	施設の運営についての次の重要事項に関する規程が定められていない。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)職員の職種、員数及び職務の内容 (3)利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額 (4)施設の利用に当たっての留意事項 (5)非常災害対策 (6)虐待の防止のための措置に関する事項 (7)その他施設の運営に関する重要事項
6 施設長の責務	施設長は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第21条第1項	施設長が、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていない。
	施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第21条第2項	施設長が、職員に身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準の第2章を遵守させるために必要な指揮命令を行っていない。
7 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第22条第1項	利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めていない。
	当該施設の職員によって支援を行っているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第22条第2項	当該施設の職員によって支援を行っていない。
	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第22条第3項	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していない。

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
	労働基準法等関係法規は、遵守されているか。	労働基準法、労働安全衛生法等	労働基準法等関係法規が、遵守されていない。
	職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。		職員への健康診断等健康管理が、適正に実施されていない。
	適切な支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第22条第4項	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
8 業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第22条の2第1項	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。
	職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第22条の2第2項	○職員に対し、業務継続計画について周知していない。 ○必要な研修及び訓練を定期的に実施していない。
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第22条の2第3項	○定期的に業務継続計画の見直しを行っていない。 ○必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない。
9 衛生管理等	利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第23条第1項	○利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていない。 ○治療に必要な機械器具等の管理を適正に行っていない。
	感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第23条第2項	感染症が発生し、又はまん延しないための、次の措置を講じていない。 (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
10 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	利用者に対して求める金銭の支払は、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第24条第1項	利用者に対して求める金銭の支払が、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限定されていない。
	金銭の支払を求める際に、当該金銭の使途及び額並びに当該利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者の同意を得ているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第24条第2項	金銭の支払を求める際に、 ○当該金銭の使途及び額並びに当該利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにしていない。 ○当該利用者の同意を得ていない。

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
Ⅲ 補装具製作施設			
1 設備の基準	おおむね次の設備を設けるほか、補装具の製作及び修理に必要な機械器具等を備えているか。 (1) 診断室 (2) 仮合室 (3) 型採室 (4) 作業室 (5) 訓練室 (6) 宿泊室 (7) 事務室	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第25条	○おおむね次の設備を設けていない。 (1) 診断室 (2) 仮合室 (3) 型採室 (4) 作業室 (5) 訓練室 (6) 宿泊室 (7) 事務室 ○補装具の製作及び修理に必要な機械器具等を備えていない。
2 職員の配置の基準	職員及びその員数は、次のとおりとなっているか。 (1) 施設長 1 (2) 義肢装具技術員 1以上 (3) 訓練指導員 1以上	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第26条第1項	職員及びその員数が、次のとおりとなっていない。 (1) 施設長 1 (2) 義肢装具技術員 1以上 (3) 訓練指導員 1以上
	上記の職員に加えて、当該施設の運営に必要な職員を置いているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第26条第2項	上記の職員に加えて、当該施設の運営に必要な職員を置いていない。
3 職員の資格要件	施設長は、社会福祉事業に5年以上従事した者又は補装具製作施設の施設長として必要な学識経験を有する者か。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第27条第1項	施設長が、社会福祉事業に5年以上従事した者又は補装具製作施設の施設長として必要な学識経験を有する者でない。
	義肢装具技術員は、解剖学及び生理学に関する基礎理論(義肢装具に係る部分に限る。)に精通し、かつ、義肢装具の製作に関し5年以上の経験を有する者か。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第27条第2項	義肢装具技術員は、解剖学及び生理学に関する基礎理論(義肢装具に係る部分に限る。)に精通し、かつ、義肢装具の製作に関し5年以上の経験を有する者でない。
	訓練指導員は、解剖学及び生理学に関する基礎理論(義肢装具に係る部分に限る。)に精通し、かつ、理学療法及び作業療法に関する知識を有する者か。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第27条第3項	訓練指導員は、解剖学及び生理学に関する基礎理論(義肢装具に係る部分に限る。)に精通し、かつ、理学療法及び作業療法に関する知識を有する者でない。
4 運営規程	施設の運営についての次の重要事項に関する規程が定められているか。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額 (4) 施設の利用に当たっての留意事項 (5) 非常災害対策 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他施設の運営に関する重要事項	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第28条(第20条準用)	施設の運営についての次の重要事項に関する規程が定められていない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額 (4) 施設の利用に当たっての留意事項 (5) 非常災害対策 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他施設の運営に関する重要事項

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
5 施設長の責務	施設長は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第28条(第21条第1項準用)	施設長が、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていない。
	施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第28条(第21条第2項準用)	施設長が、職員に身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準の第3章を遵守させるために必要な指揮命令を行っていない。
6 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第28条(第22条第1項準用)	利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めていない。
	当該施設の職員によって支援を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第28条(第22条第2項準用)	当該施設の職員によって支援を行っていない。 ※ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第28条(第22条第3項準用)	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していない。
	労働基準法等関係法規は、遵守されているか。	労働基準法、労働安全衛生法等	労働基準法等関係法規が、遵守されていない。
	職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。		職員への健康診断等健康管理が、適正に実施されていない。
	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第28条(第22条第4項準用)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
7 業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第28条(第22条の2第1項準用)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。
	職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第28条(第22条の2第2項準用)	○職員に対し、業務継続計画について周知していない。 ○必要な研修及び訓練を定期的に実施していない。
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第28条(第22条の2第3項準用)	○定期的に業務継続計画の見直しを行っていない。 ○必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない。

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
8 衛生管理等	感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第28条(第23条第2項準用)	感染症が発生し、又はまん延しないための、次の措置を講じていない。 (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
9 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	利用者に対して求める金銭の支払は、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第28条(第24条第1項準用)	利用者に対して求める金銭の支払が、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限定されていない。
	金銭の支払を求める際に、当該金銭の使途及び額並びに当該入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者の同意を得ているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第28条(第24条第2項準用)	金銭の支払を求める際に、 ○当該金銭の使途及び額並びに当該入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにしていない。 ○当該利用者の同意を得ていない。

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
Ⅳ 盲導犬訓練施設			
1 設備の基準	次の設備を設けているか。 (1)居室 (2)食堂 (3)浴室 (4)洗面所 (5)便所 (6)調理室 (7)洗濯室 (8)相談室 (9)犬舎 (10)事務室	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第29条第1項	次の設備を設けていない。 (1)居室 (2)食堂 (3)浴室 (4)洗面所 (5)便所 (6)調理室 (7)洗濯室 (8)相談室 (9)犬舎 (10)事務室 ※ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該盲導犬訓練施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、当該盲導犬訓練施設が行う訓練に支障がないときは、(9)を除き設備の一部を設けないことができる。
	設備の基準は、次のとおりとなっているか。 (1)居室 イ 一の居室の定員は、2人以下となっている。 ロ 地階に設けていない。 ハ 入所者(盲導犬の利用に必要な訓練を受けるために盲導犬訓練施設に入所又は通所する者、以下同じ)1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3㎡以上となっている。 ② 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けている。 (2)食堂 イ 食事の提供に支障がない広さを有している。 ロ 必要な備品を備えている。 (3)浴室 入所者の特性に応じたものである。 (4)洗面所 入所者の特性に応じたものである。 (5)便所 入所者の特性に応じたものである。 (6)調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いている。 (7)相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けている。 (8)犬舎 イ 清潔を保ち、犬の運動及び排せつの場所を備えている。 ロ 犬の飼育及び健康管理等に必要な機械器具等を備えている。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第29条第2項	設備の基準は、次のとおりとなっていない。 (1)居室 イ 一の居室の定員は、2人以下となっている。 ロ 地階に設けていない。 ハ 入所者(盲導犬の利用に必要な訓練を受けるために盲導犬訓練施設に入所又は通所する者、以下同じ)1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3㎡以上となっている。 ② 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けている。 (2)食堂 イ 食事の提供に支障がない広さを有している。 ロ 必要な備品を備えている。 (3)浴室 入所者の特性に応じたものである。 (4)洗面所 入所者の特性に応じたものである。 (5)便所 入所者の特性に応じたものである。 (6)調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いている。 (7)相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けている。 (8)犬舎 イ 清潔を保ち、犬の運動及び排せつの場所を備えている。 ロ 犬の飼育及び健康管理等に必要な機械器具等を備えている。
	上記に規定するもののほか、犬の訓練等に必要な機械器具等を備えているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第29条第3項	上記に規定するもののほか、犬の訓練等に必要な機械器具等を備えていない。
2 職員の配置の基準	職員及びその員数は、次のとおりとなっているか。 (1)施設長 1 (2)医師 利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (3)獣医師 1以上 (4)訓練指導員 1以上	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第30条第1項	職員及びその員数が、次のとおりとなっていない。 (1)施設長 1 (2)医師 利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (3)獣医師 1以上 (4)訓練指導員 1以上
	上記の職員に加えて、当該盲導犬訓練施設の運営に必要な職員を置いているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第30条第2項	当該盲導犬訓練施設の運営に必要な職員を置いていない。

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
3 職員の資格要件	施設長は、社会福祉事業に5年以上従事した者又は盲導犬訓練施設の施設長として必要な学識経験を有する者か。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第31条第1項	施設長が、社会福祉事業に5年以上従事した者又は盲導犬訓練施設の施設長として必要な学識経験を有する者でない。
	訓練指導員は、盲導犬の訓練等に関する相当の知識及び経験を有する者か。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第31条第2項	訓練指導員が、盲導犬の訓練等に関する相当の知識及び経験を有する者でない。
4 健康管理	入所者について、必要に応じて健康診断を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第32条	入所者について、必要に応じて健康診断を行っていない。
5 運営規程	施設の運営についての次の重要事項に関する規程が定められているか。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)職員の職種、員数及び職務の内容 (3)入所者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額 (4)施設の利用に当たっての留意事項 (5)非常災害対策 (6)虐待の防止のための措置に関する事項 (7)その他施設の運営に関する重要事項	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第20条準用)	施設の運営についての次の重要事項に関する規程が定められていない。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)職員の職種、員数及び職務の内容 (3)入所者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額 (4)施設の利用に当たっての留意事項 (5)非常災害対策 (6)虐待の防止のための措置に関する事項 (7)その他施設の運営に関する重要事項
6 施設長の責務	施設長は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第21条第1項準用)	施設長が、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていない。
	施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第21条第2項準用)	施設長が、職員に身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準の第4章を遵守させるために必要な指揮命令を行っていない。
7 勤務体制の確保等	入所者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第22条第1項準用)	入所者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めていない。
	当該施設の職員によって支援を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第22条第2項準用)	当該施設の職員によって支援を行っていない。 ※ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第22条第3項準用)	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していない。
	労働基準法等関係法規は、遵守されているか。	労働基準法、労働安全衛生法等	労働基準法等関係法規が、遵守されていない。
	職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。		職員への健康診断等健康管理が、適正に実施されていない。
	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第22条第4項準用)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
8 業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第22条の2第1項準用)	感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。
	職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第22条の2第2項準用)	○職員に対し、業務継続計画について周知していない。 ○必要な研修及び訓練を定期的に実施していない。
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第22条の2第3項準用)	○定期的に業務継続計画の見直しを行っていない。 ○必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない。
9 衛生管理等	入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第23条第1項準用)	○入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていない。 ○治療に必要な機械器具等の管理を適正に行っていない。
	感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 (1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第23条第2項準用)	感染症が発生し、又はまん延しないための、次の措置を講じていない。 (1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
10 入所者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	入所者に対して求める金銭の支払は、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第24条第1項準用)	入所者に対して求める金銭の支払が、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、入所者に支払を求めることが適当であるものに限定されていない。
	金銭の支払を求める際に、当該金銭の使途及び額並びに当該入所者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該入所者の同意を得ているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第33条(第24条第2項準用)	金銭の支払を求める際に、 ○当該金銭の使途及び額並びに当該入所者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにしていない。 ○当該入所者の同意を得ていない。

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
V 視聴覚障害者情報提供施設			
1 設備の基準	おおむね次の各号に掲げる設備が設けられているか。 (1)貸出利用室 (2)試写室 (3)情報機器利用室 (4)製作室 (5)発送室 (6)相談室 (7)研修室兼会議室 (8)事務室	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第37条第1項	おおむね次の各号に掲げる設備が設けられていない。 (1)貸出利用室 (2)試写室 (3)情報機器利用室 (4)製作室 (5)発送室 (6)相談室 (7)研修室兼会議室 (8)事務室
	上記設備のうち、相談室については、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等が設けられているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第37条第2項	上記設備のうち、相談室については、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等が設けられていない。
	上記に規定するもののほか、試写等に必要な機械器具等が備えられているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第37条第3項	上記に規定するもののほか、試写等に必要な機械器具等を備えられていない。
2 職員の配置の基準	施設長その他当該施設の運営に必要な職員を置いているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第40条	施設長その他当該施設の運営に必要な職員が置かれていない。
3 運営規程	施設の運営についての次の重要事項に関する規程が定められているか。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)職員の職種、員数及び職務の内容 (3)利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額 (4)施設の利用に当たっての留意事項 (5)非常災害対策 (6)虐待の防止のための措置に関する事項 (7)その他施設の運営に関する重要事項	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第42条(第20条準用)	施設の運営についての次の重要事項に関する規程が定められていない。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)職員の職種、員数及び職務の内容 (3)利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額 (4)施設の利用に当たっての留意事項 (5)非常災害対策 (6)虐待の防止のための措置に関する事項 (7)その他施設の運営に関する重要事項
4 施設長の責務	施設長は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第42条(第21条第1項準用)	施設長が、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていない。
	施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第42条(第21条第2項準用)	施設長が、職員に身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準の第5章を遵守させるために必要な指揮命令を行っていない。

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準
5 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第42条(第22条第1項準用)	利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めていない。
	当該施設の職員によって支援を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第42条(第22条第2項準用)	当該施設の職員によって支援を行っていない。 ※ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第42条(第22条第3項準用)	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していない。
	労働基準法等関係法規は、遵守されているか。	労働基準法、労働安全衛生法等	労働基準法等関係法規が、遵守されていない。
	職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。		職員への健康診断等健康管理が、適正に実施されていない。
	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第42条(第22条第4項準用)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
6 業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第42条(第22条の2第1項準用)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。
	職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第42条(第22条の2第2項準用)	○職員に対し、業務継続計画について周知していない。 ○必要な研修及び訓練を定期的に実施していない。
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第42条(第22条の2第3項準用)	○定期的に業務継続計画の見直しを行っていない。 ○必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない。
7 衛生管理等	感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第42条(第23条第2項準用)	感染症が発生し、又はまん延しないための、次の措置を講じていない。 (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
8 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	利用者に対して求める金銭の支払は、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第42条(第24条第1項準用)	利用者に対して求める金銭の支払が、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限定されていない。
	金銭の支払を求める際に、当該金銭の使途及び額並びに当該利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者の同意を得ているか。	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第42条(第24条第2項準用)	金銭の支払を求める際に、 ○当該金銭の使途及び額並びに当該利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにしていない。 ○当該利用者の同意を得ていない。